

運動部・文化部活動の活動方針

青森県立八戸北高等学校

1 基本的な考え

部活動の設置・運営は教育課程における義務ではありませんが、現状では多くの小中学校および高等学校において部活動が設置されております。また、生徒にとっては、各活動に取り組む契機や各分野の人材育成の場として、日本のスポーツや芸術文化などの振興を支えています。

本校における部活動の方針は、平成30年3月のスポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と平成30年12月の文化庁による「文化部の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定並びに平成30年12月の青森県教育委員会による「運動部活動の指針」を踏まえて策定しています。また、部活動は新高等学校学習指導要領において「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化および科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するもの」と明記されています。

異なる年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員などと好ましい人間関係を築いたり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動のようすの観察を通じた生徒理解など、その教育的意義は高いと考えられます。

2 活動方針の策定について

- (1) 校長は、毎年度「運動部・文化部活動の方針」を策定することとします。
- (2) 運動部・文化部顧問は、年間活動計画（平日および休日における活動日、休養日および参加予定大会日程など）、毎月の活動計画と活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日など）を作成し、校長に提出するとともに、活動計画については必要に応じて部活動ごとに配布します。

3 休養日の設定について

- (1) 学期中の週当たり1日以上は休養日とします。ただし、週末に大会参加などで活動した場合は、その限りではありません。
- (2) 休養日については、定期考査前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定を含め、年間で一定度の休養日を確保します。
- (3) 長期休業中における休養日の設定は、原則として上記(1)に準じた扱いとします。また、運動部・文化部活動以外に多様な活動に取り組めるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設けることもあります。

4 活動時間について

1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とします。

5 熱中症事故の防止について

気象庁からの高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては屋外（場合によっては屋内も有り）の活動は原則として行いません。